

## ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（ギリシャ全土の外出制限措置）

2020年11月6日  
在ギリシャ日本国大使館

昨日お知らせしました首相会見の内容を受け、ギリシャ市民保護省から、11月7日（土）から同月30日までの間のギリシャ全土での外出制限措置について発表がありました。概要については以下のとおりです。

### （1）外出制限措置の例外

午前5時から午後9時までの間、次の理由により外出する場合は例外とする。

- ア 通勤、及び仕事上の移動をする場合（雇用主による証明書が必要）
- イ 通学する場合（学校の証明書が必要）
- ウ 健康上の理由による移動する場合（医師、病院、薬局の予約、下記（4）の方法による申告が必要）
- エ 食料品等生活必需品の買い物で、速やかな宅配サービスを受けられない場合（下記（4）の方法による申告が必要）
- オ 銀行に必要不可欠な理由で行かなければならない場合（下記（4）の方法による申告が必要）
- カ 真に介助を必要とする者を訪問する場合（下記（4）の方法による申告が必要）
- キ 冠婚葬祭への参加、離婚して未成年の子に会う場合（下記（4）の方法による申告が必要）
- ク 親権者が通学に付き添う場合
- ケ 1人または2人で運動する場合、ペットの散歩をする場合（互いに1.5メートルの間隔を保つとともに、下記（4）の方法による申告が必要）
- コ 居住地へ1回のみ移動する場合（所得申告証明書または次の URL の申告書が必要）  
<https://www.aade.gr/bebaiosi-katoikias-eidikis-hrisis>
- サ 公共サービスを受ける場合（緊急な用事で、かつ予約していることを証明する書面、下記（4）の方法による申告が必要）
- シ 一親等の親族が出勤するために付きそう場合（雇用主による証明書が必要）
- ス 動物に餌をあげる場合（市役所が発行する証明書が必要）

### （2）夜間の外出禁止

午後9時から午前5時までの間の夜間の外出を禁止するが、以下の必要不可欠な理由による外出は例外とする。

- ア 通勤、及び仕事上の理由で移動する場合
- イ 健康上の理由による移動する場合（医師、病院、薬局の予約、下記（4）の方法による申告が必要）
- ウ 1人で運動する場合、ペットの散歩をする場合（下記（4）の方法による申告が必要）

(3) 外出する際の共通事項

ア IDカードまたはパスポートを携帯しなければならない

イ 移動制限・禁止に係る違反金は150ユーロ

ウ 屋外スポーツ施設、公園、庭園等の利用は禁止（通過は可）

エ 公共交通機関は本数を制限する

オ 自家用車・タクシー等は運転手を含めて2人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は、人数制限対象外。タクシーに介助を必要とする者が付き添う場合は1人まで同乗可。

カ 外出時は、スマートフォン等からSNSで申告するか、申告書を記載し携帯しなければならない（下記（4））

(4) 外出時の申告方法

ア スマートフォン等からのSNSによる申告方法

13033番（無料送信）に対して、下記の要領でSNSを発信して申告する方法

【SNSによる申告要領】

・SNS本文：X【スペース】氏名、住所

・Xには、次の1～6の以下の外出理由の番号を入力する。

1 健康上の理由による移動する場合（医師、病院、薬局に予約を取った上で移動する場合）

2 食料品等生活必需品の買い物で、速やかな宅配サービスを受けられない場合

3 必要不可欠な理由で公共サービス、銀行に行かなければならない場合

4 真に介助を必要とする者へ訪問する場合、親権者が通学につき添う場合

5 冠婚葬祭への参加、離婚して未成年の子に会う場合

6 1人または2人で運動する場合、ペットの散歩をする場合

・送信後、下記のSNSが返信されてくる。

SNS本文：METAKINSHH【スペース】X【スペース】氏名、住所

イ 定型書式の申告書を記載し携帯する方法

下記書式に必要事項を記載して携帯する申告方法（ギリシャ語）。

pdf版 <https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.pdf>

ワード版 <https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.docx>

【書式記載要領】

上部（MEROS A）：氏名、生年月日、住所、移動時間

中部（MEROS B）：上記6項目の該当箇所をチェック

下部左側：現在地、日付、氏名

下部右側：署名

ウ 上記書式以外に手書きの申告書を作成し携帯する方法

手書きで、氏名、住所、1～6の移動理由、目的地住所、日時、署名を記載し、同申告書を携帯する。

(申告方法の詳細 (ギリシャ語) : <https://forma.gov.gr/#written>)

(5) その他の措置

ア 以下の店舗は営業可能

(ア) 食料店 (スーパーマーケット、パン屋、魚屋等)

(イ) 眼鏡屋、補聴器店は電話での営業

(ウ) e-shop

(エ) デリバリー、テイクアウト

(オ) キオスク

(カ) 薬局

(キ) ガソリンスタンド

(ク) ペットショップ

(ケ) 診療所、動物病院

(コ) 理髪店、エステ等は9日(月)より営業禁止

(サ) 11月15日(日)、肉屋、魚屋等の食料品店の営業時間は9:00から17:00まで

イ 幼稚園、小学校は開校

ウ 中学校、高校は11月9日からオンライン授業

エ 病院、診療所の患者への付き添いは1人まで

オ 病院、高齢者施設への訪問は禁止

カ 職場では50%のテレワークを義務づけ

キ 郡外への移動は原則禁止

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

HP : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)